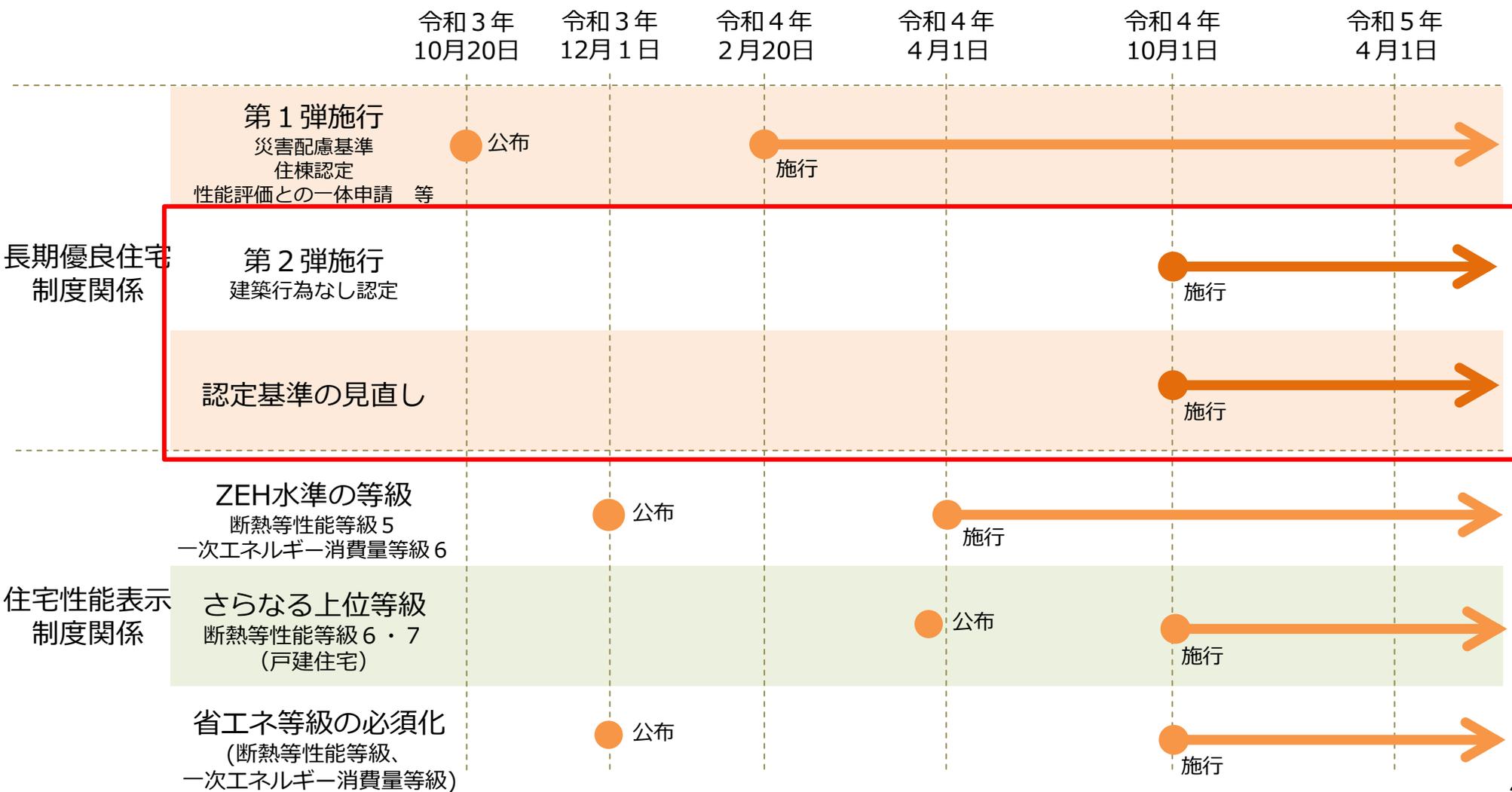


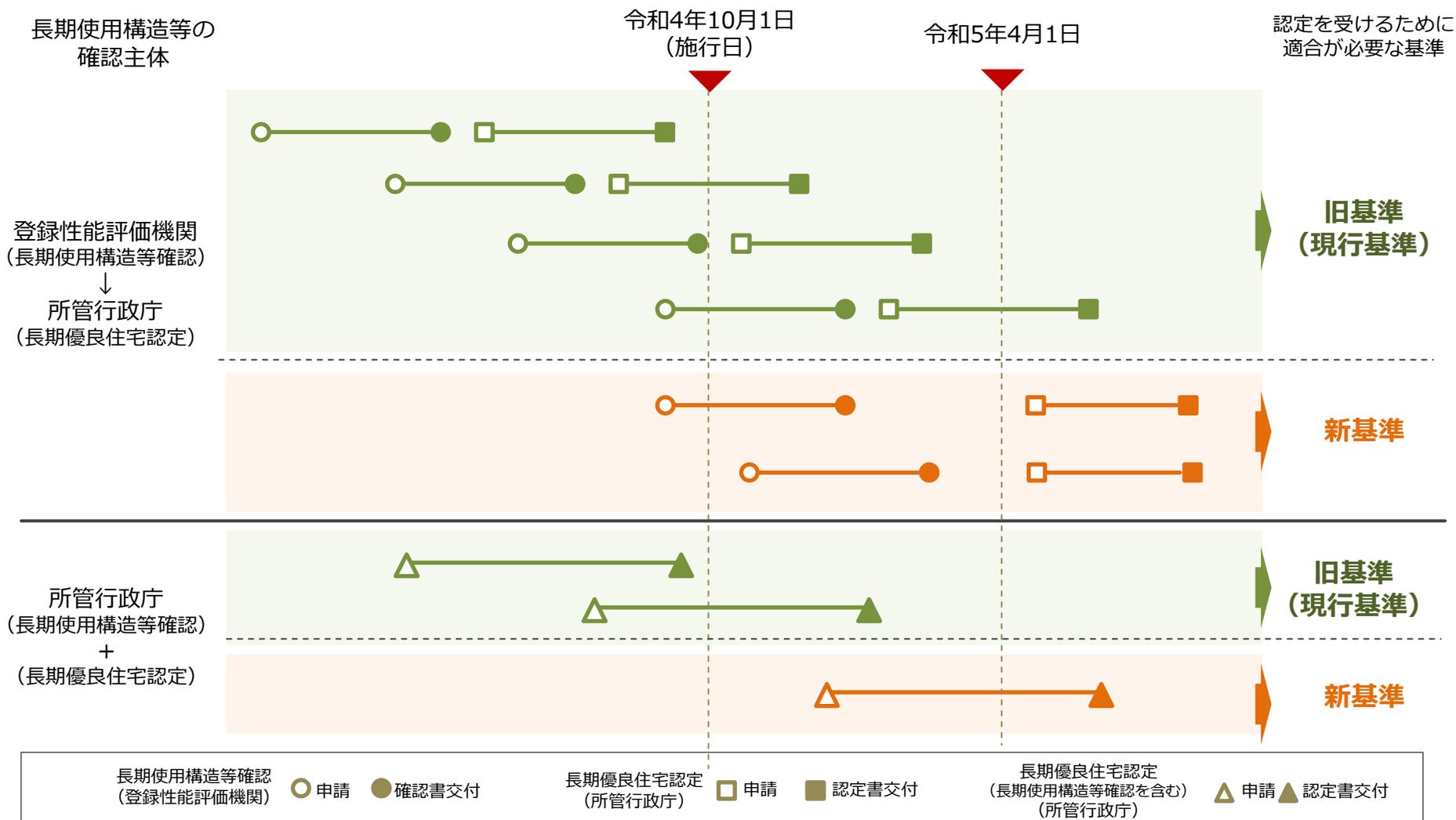
施行スケジュール

- ・省エネ基準や耐震基準等の見直しについて、それぞれ時期をずらして施行することは、審査者、設計者や消費者にとって煩雑でわかりにくくなるため、同時に施行する。
- ・施行の時期については、建築行為なし認定制度や断熱・一次エネ等級取得必須化の施行時期（令和4年10月）と合わせることにする。



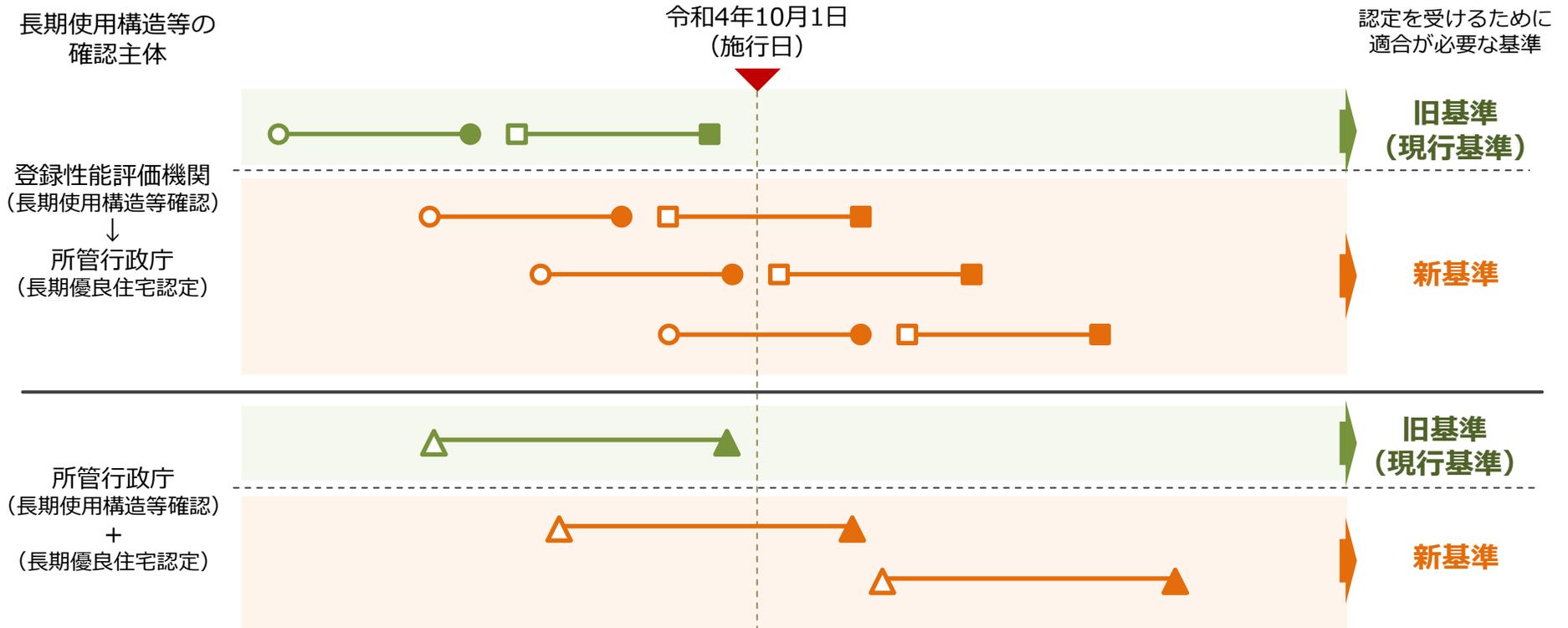
施行日前後の長期使用構造等基準の適用について

- ・ 施行日より前に、長期使用構造等確認を申請済みの場合は、旧基準（現行基準）を適用する。
- ・ ただし、旧基準（現行基準）による認定は、所管行政庁への認定申請が令和5年3月31日までのものに限る。



施行日前後の規模の基準の適用について

- 申請の時期にかかわらず、令和4年10月1日以降に所管行政庁の認定を受ける場合は、新基準を適用する。



長期使用構造等確認
(登録性能評価機関)

○ 申請 ● 確認書交付

長期優良住宅認定
(所管行政庁)

□ 申請 ■ 認定書交付

長期優良住宅認定
(長期使用構造等確認を含む)
(所管行政庁)

△ 申請 ▲ 認定書交付

施行日前後の長期使用構造等基準等の適用について

●登録住宅性能評価機関へ長期使用構造等基準の確認申請を行う場合

登録住宅性能評価機関への申請日	～R4.9.30				R4.10.1～
所管行政庁への申請日	～R4.9.30		R4.10.1～ R5.3.31	R5.4.1～	R4.10.1～
認定日	～R4.9.30	R4.10.1～	R4.10.1～	R4.10.1～	R4.10.1～
規模の基準	旧基準	新基準	新基準	新基準	新基準
長期使用構造等基準	旧基準	旧基準	旧基準	新基準	新基準

●所管行政庁に長期使用構造等であることの審査も含め、直接認定申請を行う場合

所管行政庁への申請日	～R4.9.30		R4.10.1～
認定日	～R4.9.30	R4.10.1～	R4.10.1～
規模の基準	旧基準	新基準	新基準
長期使用構造等基準	旧基準	旧基準	新基準